




株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No. 6
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	リーマン・ブラザーズ証券株式会社 代表取締役 桂木 明 共 
【住所又は本店所在地】(3)	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー 31階
【報告義務発生日】(4)	平成19年2月26日
【提出日】	平成19年3月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】(5)	その他
【変更報告書提出事由】(6)	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行会社に関する事項】 (7)

発行者の名称	日東製網株式会社
証券コード	3524
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証、大証、名証

第2【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者）／1】 (8)****(1)【提出者の概要】 (9)****①【提出者（大量保有者）】**

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
住所又は本店所在地	ホンコン, セントラル, 8 ファイナンス ストリート, トゥー インターナショナルファイナンスセンター 26/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年8月1日
代表者氏名	Cheung, Ming チャン・ミン
代表者役職	
事業内容	証券取引等業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	リーマン・ブラザーズ証券株式会社 証券業務部 コーポレートアクション課 三留
電話番号	03 (6440) 3789

(2) 【保有目的】(10)

証券業務及びその付随業務としての貸借取引等のディーリング業務等（発行会社の事業活動を支配する目的又は重要提案行為等を行う目的は有さない）

(3) 【重要提案行為等】(11)

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）	772,000		
新株予約権証券（株）	A 1,650,000	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計（株・口）	M 2,422,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R 2,422,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S 1,650,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成19年2月26日現在）	T 24,400,000
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)	9.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	10.30

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】
 (割合は小数点第三位四捨五入)

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2007年1月5日	新株予約権	4,000,000	15.36	市場外取引	取得	第三者割り当て行使価格 215円
2007年1月9日	普通株	24,000	0.09	市場内取引	処分	
2007年1月10日	普通株	25,000	0.10	市場内取引	処分	
2007年1月11日	普通株	58,000	0.22	市場内取引	処分	
2007年1月15日	普通株	12,000	0.05	市場内取引	処分	
2007年1月17日	普通株	471,000	1.81	市場外取引	取得	貸借
2007年1月19日	普通株	16,000	0.06	市場内取引	処分	
2007年1月22日	普通株	74,000	0.28	市場内取引	処分	
2007年1月24日	普通株	94,000	0.36	市場内取引	処分	
2007年1月25日	普通株	42,000	0.16	市場内取引	処分	
2007年1月26日	普通株	52,000	0.20	市場内取引	処分	
2007年1月29日	普通株	93,000	0.36	市場内取引	処分	
2007年1月30日	普通株	37,000	0.14	市場内取引	処分	
2007年1月31日	普通株	31,000	0.12	市場内取引	処分	
2007年1月31日	普通株	9,000	0.03	市場外取引	取得	179.1円
2007年2月1日	新株予約権	300,000	1.15	市場外取引	処分	新株予約権行使請求 164円
2007年2月1日	普通株	300,000	1.15	市場外取引	取得	新株予約権行使請求 164円
2007年2月1日	普通株	9,000	0.03	市場内取引	処分	
2007年2月2日	普通株	42,000	0.16	市場内取引	処分	
2007年2月5日	普通株	51,000	0.20	市場内取引	処分	
2007年2月6日	普通株	2,000	0.01	市場内取引	処分	
2007年2月7日	普通株	54,000	0.21	市場内取引	処分	
2007年2月8日	普通株	57,000	0.22	市場内取引	処分	

2007年2月13日	普通株	44,000	0.17	市場内取引	処分	
2007年2月14日	普通株	35,000	0.13	市場内取引	処分	
2007年2月15日	普通株	12,000	0.05	市場内取引	処分	
2007年2月16日	普通株	5,000	0.02	市場内取引	処分	
2007年2月16日	新株予約権	150,000	0.58	市場外取引	処分	新株予約権行使 請求 149円
2007年2月16日	普通株	150,000	0.58	市場外取引	取得	新株予約権行使 請求 149円
2007年2月19日	普通株	2,000	0.01	市場内取引	取得	
2007年2月19日	普通株	47,000	0.18	市場内取引	処分	
2007年2月20日	普通株	853,000	3.27	市場内取引	処分	
2007年2月20日	普通株	50,000	0.19	市場外取引	取得	貸借
2007年2月20日	普通株	12,000	0.05	市場外取引	取得	貸借
2007年2月20日	新株予約権	700,000	2.69	市場外取引	処分	新株予約権行使 請求 145円
2007年2月20日	普通株	700,000	2.69	市場外取引	取得	新株予約権行使 請求 145円
2007年2月21日	普通株	10,000	0.04	市場内取引	取得	
2007年2月21日	普通株	327,000	1.26	市場内取引	処分	
2007年2月21日	新株予約権	700,000	2.69	市場外取引	処分	新株予約権行使 請求 145円
2007年2月21日	普通株	700,000	2.69	市場外取引	取得	新株予約権行使 請求 145円
2007年2月22日	普通株	154,000	0.59	市場内取引	処分	
2007年2月23日	普通株	63,000	0.24	市場内取引	処分	
2007年2月23日	新株予約権	500,000	1.92	市場外取引	処分	新株予約権行使 請求 145円
2007年2月23日	普通株	500,000	1.92	市場外取引	取得	新株予約権行使 請求 145円
2007年2月26日	普通株	45,000	0.17	市場外取引	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(14)

消費貸借取引 2/26/2007現在 相手先 リーマンブラザーズ インターナショナル(ヨーロッパ) 757,000株借株

(7) 【保有株券等の取得資金】(15)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	5,380
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	5,380

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
該当なし					

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地
該当なし		

第3【共同保有者に関する事項】(16)

該当なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(20)

① リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
② リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL EUROPE

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,529,000		
新株予約権証券(株)	A 1,650,000	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 3,179,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	Q 757,000		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 2,422,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S 1,650,000		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年2月26日現在)	T 24,400,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	9.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	10.30

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】 (22)

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー	2,422,000	9.30
リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ)	0	0.00
合計	2,422,000	9.30

LEHMAN BROTHERS


POWER OF ATTORNEY

We, THE UNDERSIGNED, hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II -3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

Dated *November 16th, 2006*

NAME: LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY

Signature:
(Representative)



Name: Sarah Rose Bower
26/F, Two International Finance Centre
8 Finance Street, Central, Hong Kong

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME
MINATO-KU, TOKYO 106-6131
Japan

委 任 状

住 所 ホンコン, セントラル, 8 ファイナンス ストリート, トゥー インターナショナル
ルファイナンスセンター 26/F
名 称 リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク（リーマン・ブラザーズ証券会社
東京支店）を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の
状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の
写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2006年11月16日

記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

以上

リーマンブラザーズアジアキャピタルカンパニー から英文で委任されました上記の権限
に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク（リーマン・ブラザーズ証券会社東京
支店）は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定
める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行っていま
す。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

LEHMAN BROTHERS

POWER OF ATTORNEY


We, THE UNDERSIGNED, hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II -3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

NAME: LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL (EUROPE)


In Witness Whereof this Power of Attorney has been duly executed and delivered as a deed on 15th November 2006.

The Common Seal of Lehman)
Brothers International (Europe) was)
hereunto affixed in the presence of)

Signature:
(Director)


Name: JAMES W. JAMES
25 Bank Street London
E14 5LE
England

Signature:
(Company Secretary)


Name: EMILY WESTON
25 Bank Street London
E14 5LE
England

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME
MINATO-KU, TOKYO 106-6131
Japan



委 任 状

住 所 英国 25 バンクストリート ロンドン E14 5LE
名 称 リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ)

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク (リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店) を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2006年11月15日

記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

以上

リーマンブラザーズインターナショナル(ヨーロッパ) から英文で委任されました上記の権限に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク (リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店) は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行っています。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫